

日体施協発第93号  
令和2年9月7日

都道府県体育施設協会長  
特別会員  
関係者 殿

公益財団法人 日本体育施設協会  
会長 大東和美  
(会長印省略)

独立行政法人 日本スポーツ振興センター  
理事長 大東和美  
(理事長印省略)

## 第55回公認水泳指導管理士養成講習会の開催について

今般、別紙要項により標記の講習会を開催いたします。

つきましては受講参加に格別のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

## 第55回公認水泳指導管理士養成講習会開催要項

1. 趣 旨 水泳の基本泳法及び救助法・救急法の実技を通して、安全指導と事故防止のための技術を体得するとともに、水泳プール施設の維持・管理・運営に関する必要な知識を習得することによって、指導者・管理者としての資質の向上を図ることを目的としています。
2. 主 催 公益財団法人日本体育施設協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター
3. 後 援 スポーツ庁
4. 期 日 令和2年11月17日（火）～11月20日（金）  
※資格認定試験（理論・実技）についての詳細は別紙参照
5. 会 場 東京辰巳国際水泳場（理論：会議室、実技：サブプール）  
〒135-0053 東京都江東区辰巳2-8-10  
【アクセス】東京メトロ有楽町線「辰巳駅」（出口2）より徒歩10分、東京メトロ有楽町線・JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分
6. 受講資格 下記の3つの条件を確実に満たすこと。
  - (1) 年齢 令和2年11月17日時点で満20歳以上の方
  - (2) 泳法 競泳4泳法と横泳ぎができること（特に平泳ぎ〔脚〕ができていること）
  - (3) 泳力 同一泳法で200m以上泳げること  
立ち泳ぎ（足のみ）が3分以上できること
7. 定 員 40名  
※ただし、定員に満たない場合は開催を中止することがあります。
8. 講習内容 別表(1)のとおり
9. 日 程 別表(2)のとおり
10. 受講料 講習会会員及び学生：27,000円、一般：34,000円  
※講習会会員とは、公益財団法人日本体育施設協会の「維持会員（47都道府県体育施設協会）」「特別会員」「賛助会員」及び、都道府県体育施設協会に加盟・加入している団体等に所属する職員・社員をいいます。
11. 申込期間 令和2年10月2日（金）13時～10月16日（金）正午まで  
※ただし、定員に達した場合は申込期間中に締め切らせていただくことがあります。
12. 申込方法
  - (1) 必要な書類及び手続
    - ① 本協会ホームページ（[https://www9.jp-taiikushisetsu.jp/guidance/guidance\\_suiei](https://www9.jp-taiikushisetsu.jp/guidance/guidance_suiei)）よりお申込みください。申込期間外は受付いたしません。  
講習会会員の方は、正規職員の証明書として『健康保険証』の画像ファイルをweb申込みの際に必ず添付してください。なお、『健康保険証』添付にあたり、被保険者等記号・番号等

にマスキングを施すようお願いいたします。また、学生の方は学生証の画像ファイルを添付してください。証明書がない場合は講習会会員と認めません。

※画像ファイルは判読可能であれば jpg、bmp、tiff、pdf 等の種類は問いません。ただし、ファイルサイズは 2MB 以下としてください。

- ② 受講のみの申込みは認めません。
- ③ 受講の可否については申込期間終了後、それぞれ申込者にメールで通知いたします。  
※web 申込の際にご登録いただくメールアドレスは本協会からのメールが受信可能な個人用メールアドレス(共通利用アドレス等不可)を必ず申込者毎にご用意ください。
- ④ 受講料等の納入方法は③により受講が内定した方へ別途ご案内いたします。
- ⑤ 受講番号は入金順となります。
- ⑥ 受講内定後(③のメール受信後)に受講を棄権する場合は必ず本協会へご連絡ください。
- ⑦ ④により手続きが完了し受講が確定した方には、講習会開催日の10日前を目途に、受講・受験等関係書類を現住所(web 申込時にご登録いただいた住所)へ送付いたします。  
なお、その際に受講同意書を同封いたしますので、署名捺印のうえ講習会初日に受付に提出してください。受講同意書の提出がない場合は、受講を認めません。
- ⑧ 各費用納入後の返金はいたしません。

(2) 問い合わせ先

公益財団法人日本体育施設協会 育成課

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨2-7-14 巣鴨スポーツセンター別館3階

TEL 03-5972-1983 FAX 03-5972-4106

E-mail : mail@jp-taiikushisetsu.or.jp

13. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、下記の対応・対策をとらせていただきます。受講される皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力のほどお願いいたします。

- (1) 会場入所時に体温測定を行いますので、指示に従い必ず検温にご協力ください。検温を拒否する方の入所はお断りいたします。  
※検温に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- (2) 37.5度以上の発熱や倦怠感、咳・咽頭痛、くしゃみなど体調のすぐれない場合は、受講をお断りいたします。
- (3) 講習会開催期間中は、必ずマスクの着用をお願いいたします。  
※プールサイドにおいてもマスクの着用をお願いいたします。なお、マスク収納用密閉袋(氏名記載)を持参いただき、入水時にはマスクを外しマスク収納用密閉袋へ保管いただきますようお願いいたします。
- (4) 休憩中のうがい、手洗い、手指消毒の励行をお願いいたします。  
※会場付近に手指消毒液を設置します。
- (5) 講師・助手及び運営スタッフにつきましてもマスクの着用をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (6) 会場の座席は間隔を1m以上離して配置いたします。

- (7) 休憩ごとに室内の窓や出入り口を開けて喚気を実施します。
- (8) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域へ訪問したことがある場合は、受講をお断りいたします。

#### 14. その他

- (1) 資格認定試験を下記のとおり実施します。  
【実技】令和2年11月17日（火）（基本泳法）、11月20日（金）（救助法）  
【理論】令和2年11月20日（金）
- (2) 講習中の受講者の補償措置として「傷害保険」に加入し、費用は本協会が負担します。
- (3) 水着、ゴーグル、バスタオル（セームタオルも可）、筆記用具（試験は鉛筆、消しゴムを用意）、健康保険証、マスク収納用密閉袋（氏名記載）、日用品等は各自持参してください。スイムキャップは講習会初日に配布します。
- (4) 会場施設内でのドライヤーの使用はできません（持込も不可）。ご了承ください。
- (5) 服装は自由です。
- (6) 講習期間中は毎朝、受講・受験証を受付に提出してください。
- (7) やむを得ない理由で実技を見学する場合は事前に本協会までご連絡ください。
- (8) 受講中の言動に関し、主催者及び会場施設等から問題指摘があり、改善がみられない場合は受講を中止いただくことがあります。
- (9) 受講の申し込みにあたりご提供いただく個人情報、本講習会の運営・管理及び諸連絡に使用します。また、本協会は本講習会における受講管理の一部を業務委託いたします。業務委託にあたり、個人情報の取扱いは厳重に管理し、本協会の事業目的以外には使用せず、ご本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません。ただし、本講習会受講・受験者に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、調査機関へ情報開示させていただくことがあります。
- (10) 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の本協会が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、本協会ではその責任を負いかねます。
- (11) 本講習会中に撮影した写真等については、本協会ホームページや本協会月刊誌『月刊体育施設』において利用することがあります。
- (12) 宿泊施設は各自で対応してください。
- (13) 公認指導者制度により、資格の有効期限は4年間です。

#### 15. 参考

- (1) 「プールの安全標準指針」（平成19年3月、文部科学省・国土交通省通知）において、プールには監視員の適切な配置を行うこと。また、プールの設置管理者及びプール管理業務の受託者に対し、監視員等の教育訓練について適切に対応するよう、等々を求めています（一部抜粋）。
- (2) 公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則第15条（プール管理者）では、公認プールには資

格を有する者をプール管理者として置かなければならないとし、公益財団法人日本体育施設協会公認水泳指導管理士もその1つとして規定されています。

講 習 内 容

別表(1)

科 目	時間 (分)	講 師
【実技】 基本泳法	180	国土舘大学 非常勤講師 篠原昇一
救助法	480	〃 〃
	小計	11時間
【理論】 基本泳法、監視法・救助法	90	国土舘大学 非常勤講師 篠原昇一
スポーツ施設の事故防止と救急対応	90	国土舘大学 体育学部 スポーツ医科学科 教授 田中秀治
プール施設のマネジメント	60	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 樋口貴之
水泳事故と法的責任	90	キーストーン法律事務所 代表弁護士 菅原哲朗
利用者サービスの向上と顧客満足度	60	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 三津間拓也
プール施設の安全管理	60	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 白木俊郎
プール施設・設備の維持管理	60	(公財)日本体育施設協会 水泳プール部会 西ノ明武
	小計	8時間30分
	合計	19時間30分

## 第55回公認水泳指導管理士養成講習会 日程表

別紙(2)

時 日											会 場	
	8:45	9:00	9:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00		30
11月17日(火) 1日目			受付	開講式 プール施設の マネジメント 10:00～11:00 〈樋口〉	休憩	基本泳法/ 監視法と救助法 11:10～12:40 〈篠原〉	昼休み 12:40～14:00		基本泳法【基本・総合練習・実技試験】 救助法【基本練習(補講含む)】 14:00～17:00 〈篠原・他〉			東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：サブプール
11月18日(水) 2日目			受付	プール施設の 安全管理 10:00～11:00 〈白木〉	休憩	水泳事故の法的責任 11:10～12:40 〈菅原〉	昼休み 12:40～13:40	プール施設の事故防止と 救急対応 13:40～15:10 〈田中〉			東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室	
11月19日(木) 3日目		受付	利用者サービスの 向上と 顧客満足度 9:20～10:20 〈三津間〉	休憩	プール施設・ 設備の 維持管理 10:30～11:30 〈西ノ明〉	※ 実技 復習 11:30～ 12:00	昼休み 12:00～13:00	救助法【総合練習(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉			東京辰巳 国際水泳場 講義：会議室 実技：サブプール	
11月20日(金) 4日目			受付	事務連 絡 資格認定試験 (理論) 10:30～11:30		※ 実技 復習 11:30～ 12:00	昼休み 12:00～13:00	救助法【実技試験(補講含む)】 13:00～17:00 〈篠原・他〉			東京辰巳 国際水泳場 試験：会議室 実技：サブプール	

※「実技復習」時間では、担当講師による実技アドバイスや実技に関する質疑応答の時間となります。

都道府県体育施設協会長  
特 別 会 員 殿  
関 係 者

公益財団法人 日本体育施設協会  
会 長 大 東 和 美  
(会長印省略)

### 第55回公認水泳指導管理士資格認定試験の実施について

今般、下記要項により、標記資格認定試験を実施いたします。  
つきましては、資格認定試験受験者には格別のお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 主 催 公益財団法人日本体育施設協会
2. 日 時 (1) 基本泳法実技：令和2年11月17日（火）14時00分～17時00分  
(2) 救助法実技：令和2年11月20日（金）13時00分～17時00分  
(3) 理論：令和2年11月20日（金）10時30分～11時30分  
(別紙(2)参照)
3. 会 場 東京辰巳国際水泳場（理論：会議室、実技：サブプール）  
〒135-0053 東京都江東区辰巳2-8-10  
【アクセス】東京メトロ有楽町線「辰巳駅」（出口2）より徒歩10分、東京メトロ  
有楽町線・JR京葉線・りんかい線「新木場駅」より徒歩12分
4. 受験資格 公認水泳指導管理士養成講習会の講習内容を全て修了した方  
次の3つの条件を満たすこと。  
(1) 年齢 令和2年11月17日（火）時点で満20歳以上の方  
(2) 泳法 競泳4泳法と横泳ぎができること（特に平泳ぎ〔脚〕ができていること）  
(3) 泳力 同一泳法で200m以上泳げること  
立ち泳ぎ（足のみ）が3分以上できること
5. 定 員 40名  
※ただし、定員に満たない場合は開催を中止することがあります。



## 6. 資格認定試験科目

- (1) 理論 ① 基本泳法 ② 監視法と救助法  
③ スポーツ施設の事故防止と救急対応 ④ プール施設のマネジメント  
⑤ 水泳事故と法的責任 ⑥ 利用者サービスの向上と顧客満足度  
⑦ プール施設の安全管理 ⑧ プール施設・設備の維持管理

- (2) 実技 ① 基本泳法（競泳4泳法と横泳ぎ・立泳ぎ） ② 救助法

## 7. 資格認定受験料 講習会会員及び学生：10,000円、一般：15,000円

※講習会会員とは、公益日本体育施設協会の「維持会員（47都道府県体育施設協会）」  
「特別会員」「賛助会員」及び、都道府県体育施設協会に加盟・加入している団体  
等に所属する職員・社員をいいます。講習会会員の方は、正規職員の証明書として  
『健康保険証』の画像ファイルをweb申込みの際に必ず添付してください。なお、  
『健康保険証』添付にあたり、被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう  
お願いいたします。また、学生の方は学生証の画像ファイルを添付してください。  
証明書がない場合は講習会会員と認めません。納入された資格認定受験料は返金い  
たしません。

## 8. 申込期間 開催要項11と同じ

## 9. 申込方法 開催要項12と同じ

10. 免除科目 (1) 従前の受験者で、「理論」「基本泳法」「救助法」いずれかの科目合格証保有者は  
当該科目の資格認定試験を免除しますので、科目合格証の写しを申込時に必ず  
添付してください。  
(2) 下記資格保有者は、「基本泳法」に係る実技試験を免除しますので、認定カード  
の写しを申込時に必ず添付してください。  
①公益財団法人日本スポーツ協会公認水泳上級教師・教師  
②公益財団法人日本スポーツ協会公認水泳コーチ1（旧指導員）  
③公益財団法人日本スポーツ協会公認水泳コーチ2（旧上級指導員）  
④公益財団法人日本スポーツ協会公認水泳コーチ3（旧コーチ）  
⑤公益財団法人日本スポーツ協会公認水泳コーチ4（旧上級コーチ）
11. 合格発表 資格認定試験終了後、資格認定委員会に諮り、約2か月後に本人宛てに可否を通知  
します。資格認定登録料は合格通知に記載します。
12. 資格取得 資格認定登録料を納入された方に、資格認定証・資格認定カード及び公認指導者用  
ガイドブックを交付します。
13. 資格更新 (1) 公認指導者制度により、資格有効期限は4年間とし、4年毎に更新となります。  
ただし、既に本協会公認指導者資格を有している場合は、その当該資格有効期  
限までとします。  
(2) 資格更新のためには、資格有効期限内（資格有効期限の6ヵ月前まで）に本協  
会が定める更新要件のいずれか1つを充足する必要があります。

14. その他
- (1) 受験の申し込みにあたりご提供いただく個人情報は、本講習会の運営・管理及び諸連絡に使用します。また、本協会は資格認定試験における受験管理の一部を業務委託いたします。業務委託にあたり、個人情報の取扱いには厳重に管理し、本協会の事業目的以外には使用せず、ご本人の同意無しに第三者に開示・提供することはありません。ただし、本講習会受講・受験者に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、調査機関へ情報開示させていただくことがあります。
  - (2) 資格認定試験及び講習会会員・非会員についてのお問い合わせは本協会育成課（TEL 03-5972-1983、eメール：mail@jp-taiikushisetsu.or.jp）へお願いします。